

第13号議案

蒲郡市道路占用料条例の一部改正について

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年2月24日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

道路法施行令及び愛知県道路占用料条例の改正に伴い、これらに準じて占用料の額の改定等を行うため提案する。

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例

蒲郡市道路占用料条例（昭和51年蒲郡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改め、「(同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。)」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件の種類	区 分	単 位	占 用 料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 830
	第2種電柱	1本1年につき	1,300
	第3種電柱	1本1年につき	1,700
	第1種電話柱	1本1年につき	740
	第2種電話柱	1本1年につき	1,200
	第3種電話柱	1本1年につき	1,600
	その他の柱類	1本1年につき	74
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	7
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	4
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	730
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートル1年 につき	450
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,500
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	620
広告塔	表示面積1平方 メートル1年 につき	2,300	

	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,500
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	31
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	45
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	67
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	89
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	130
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	180
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	310
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	450
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	890
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	1,500
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.004を乗じて得た額
	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,200
	地下に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	690

			つき	
	その他のもの		占有面積1平方メートル1年につき	1,500
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートル1日につき	23
	その他のもの		占有面積1平方メートル1月につき	230
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	230
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,300
	標識		1本1年につき	1,200
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	23
		その他のもの	1本1月につき	230
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	23
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	230
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,300
		その他のもの	1基1月につき	1,200
	令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートル1年につき

令第7条第3号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.04を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートル1月につき	230
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1月につき	150

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。